官報告

法　　務

平成27年度司法修習生採用選考公告

最高裁判所は、裁判所法(昭和22年法律第59号)第66条の規定に基づき、平成27年度司法修習生採用選考を次のとおり実施する。

1　選考を受けることができる者（選考資格）

次に掲げる者は、２に該当する場合を除き、選考を受けることができる。

⑴　司法試験法（昭和24年法律第140号）による司法試験に合格した者

⑵　平成14年法律第138号による改正前の司法試験法（昭和24年法律第140号）の規定による司法試験の第二次試験又は平成14年法律第138号附則第７条第１項の規定により行われる司法試験の第二次試験に合格した者

⑶　高等試験令（昭和４年勅令第15号）による高等試験司法科試験に合格した者

⑷　司法官試補及弁護士試補タル資格ノ特例ニ関スル法律（昭和20年法律第28号）に規定する銓衡委員会の銓衡を経た者

2　選考を受けることができない者（欠格事由）

⑴　禁錮以上の刑に処せられた者

⑵　成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

⑶　破産者で復権を得ない者

3　選考の内容、期日及び場所

⑴　内容及び方法

ア　書面審査　選考申込書等の提出書類の記載により、選考資格の有無、欠格事由の有無等について審査する。

イ　健康診断　選考申込者が提出する健康診断票（所定の様式）に基づいて、修習に耐えられる健康状態かどうかを判定する。

なお、精密検査が必要と判定された場合等は、追加書類の提出や、最高裁判所での健康診断（面接と同日に実施）の受検を求める場合がある。

ウ　面接　ア、イの結果、必要があると認めた場合に実施する。

エ　欠格事由調査

⑵　面接の期日及び場所

期日　平成27年10月20日（火）

場所　最高裁判所

4　選考の申込方法等

⑴　申込受付期間

平成27年９月８日（火）から同月15日(火)まで（９月15日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

⑵　申込書等用紙の入手方法　申込書等用紙は、次の方法により平成27年８月３日（月）から同年９月15日（火）まで入手することができる。

ア　ウェブサイトからダウンロードする方法

最高裁判所ウェブサイトからダウンロードすることができる。

イ　来庁による方法　最高裁判所並びに大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松の高等裁判所において、来庁者に対して交付する（いずれも土曜日、日曜日及び祝日を除く午前９時から午後５時まで）。

ウ　郵送による方法　⑶の申込先に、用紙の送付を希望する者の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒（角形２号：長さ33cm、幅24cm程度）に530円相当の郵便切手をちょう付したものを送付する（返信用封筒を送付する際の封筒には、「採用選考申込書類請求」と朱書きする。）。

⑶　申込先　〒102―8651 東京都千代田区隼町４番２号最高裁判所事務総局人事局任用課試験第一係

平成27年７月１日　　最高裁判所

国家試験

第57回原子炉主任技術者試験口答試験の施行

第57回原子炉主任技術者試験口答試験の施行について、原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年７月１日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

1．日時　平成27年８月28日（金）午前９時30分から

2．場所　原子力規制委員会原子力安全人材育成センター内会議室　東京都港区虎ノ門４－１－28　虎ノ門タワーズオフィス22階

3．受験の申込期間　平成27年７月３日（金）から平成27年７月24日（金）まで

4．受験の申込手続

⑴　試験を受けようとする者は、規則別記様式第３による受験申込書に規則第３条第２項各号のいずれかに該当することを証する書類（原子炉の運転に関する業務に６か月以上従事した者は、その原子炉設置者の発行する従事期間に関する証明書、原子力規制委員会の指定した講習機関等において原子炉の運転に関する課程を修了した者は、その講習機関等の長の発行する課程修了に関する証明書）を添えて提出すること。

⑵　受験申込書は、原子力規制委員会原子力安全人材育成センター業務課［郵便番号105―0001　東京都港区虎ノ門４－１－28　虎ノ門タワーズオフィスビル22階］へ電話連絡（電話番号03―6435―9704）の上、持参するか、上記宛て書留郵便（平成27年７月24日（金）までに必着）で送付すること。

⑶　受験申込書に記載した住所を変更したときは、その旨を文書で届け出ること。

⑷　受験申込書は、原子力規制委員会ホームページからダウンロードするか、申出により原子力規制委員会原子力安全人材育成センター業務課で交付する。郵便で申し出る場合には、その旨を明記し、返信用郵便切手を貼って、その送付先を記した封筒を同封すること。

5．合格者の発表　合格者の発表は、９月下旬頃官報に公告し、原子炉主任技術者免状を本人宛て送付する。

公　　告

諸　事　項

公認会計士法に基づく供託金取戻しの公示

有限責任監査法人供託金規則（平成19年内閣府・法務省令第８号）第12条第２項の規定により、次のように公示する。

1．供託者の商号又は名称　有限責任クロスティア監査法人

2．主たる事務所の所在地　札幌市中央区南７条西24丁目２番16

3．代表者の氏名　園生　裕造（清算人）

4．取戻しをしようとする供託金の額

金10,000,000円

5．前号の供託金につき公認会計士法第34条の33第６項の権利を有する者は、平成28年１月４日までに、有限責任監査法人供託金規則別紙様式第４号により作成した申出書に権利を有することを証する書面を添付して、金融庁長官に提出されたい。

6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成27年７月１日

金融庁長官　細溝　清史

工場財団

盛岡市上田二丁目19番56号**盛岡ガス株式会社**の工場財団に滝沢市高屋敷平11番地23盛岡ガス株式会社瓦斯工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年７月１日　　盛岡地方法務局

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第７０２３９号

茨城県水戸市平須町1822―637

申立人　瀬尾　　茂

本籍茨城県桜川市西小塙415番地、最後の住所東京都台東区千束２丁目６番７号　熊切マンション303、死亡の場所茨城県水戸市、死亡年月日平成26年11月16日、出生の場所茨城県西茨城郡岩瀬町、出生年月日昭和29年５月７日、職業会社員

被相続人　亡　瀬尾　　修

事務所東京都千代田区九段南４丁目６番９号　土屋ビル３階あさぎ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　百瀬　井一

東京家庭裁判所

平成２７年（家）第７０８８６号

東京都渋谷区代々木１丁目51番７号

申立人　手塚能理子

本籍東京都杉並区阿佐谷南１丁目34番、最後の住所東京都杉並区阿佐谷南１丁目34番９号　サウスコート阿佐谷502、死亡の場所東京都練馬区、死亡年月日平成27年２月22日、出生の場所満州国奉天省撫順、出生年月日昭和７年１月５日、職業会社役員

被相続人　亡　香田　明子

事務所東京都中央区銀座５―14―８銀座ワカホビル４Ｆクラース銀座法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大澤美穂子（登録姓　坂田）

東京家庭裁判所